

盛岡広域振興局長告示第141号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年12月2日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
八幡平市大更第34地割60番6、61番3、61番4、62番13、62番15及び61番4地先水路	27.92	4.00～6.00	平成23年11月14日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び八幡平市役所に備えておいて縦覧に供する。